報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和７年12月19日

無線局の免許等関連手続の電子申請義務化に係る制度改正案に対する意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申

（電波法施行規則等の一部を改正する省令案等）

総務省は、無線局の免許等関連手続の電子申請義務化に係る制度整備を行うため、電波法施行規則等の一部を改正する省令案等について、令和７年11月１日（土）から同年12月１日（月）までの間、意見募集を行いました。その結果、18件の意見の提出がありましたので、提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方を公表します。

また、意見募集の結果を踏まえた上で、本日、電波監理審議会（会長：笹瀬　巌　慶應義塾大学名誉教授）に諮問し、原案を適当とする旨の答申を受けました。

総務省は、今後、意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申を踏まえ、速やかに関係省令の整備を行う予定です。

1. 背景及び概要

近年、政府全体として、個々の行政手続やこれに関する行政機関の事務が一貫してデジタルで完結する「デジタルファースト原則」を推進しています。電波法に基づく行政手続についても、免許人等及び行政機関の双方の業務の更なる迅速化や効率化、コスト削減に資するデジタル化を更に推し進める必要があります。

こうした背景の下、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和７年法律第27号。以下「改正法」といいます。）に基づき、国、独立行政法人及び包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者は、無線局の免許等関連手続について、書面による手続を廃止して、電子申請等により行わなければならないこととしています。

今般、改正法の施行に伴い、無線局の免許等関連手続の電子申請義務化に係る制度整備を行うため、包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者を定める等の改正法の実施等に係る「電波法施行規則等の一部を改正する省令案」等を作成し、令和７年11月１日（土）から同年12月１日（月）までの間、当該制度改正案に対して意見募集を行いました。

2. 意見募集の結果

提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方は、別紙１のとおりです。

3. 電波監理審議会からの答申

意見募集の結果を踏まえ、改正法附則第２条及び電波法第99条の11第１項第１号の規定に基づく諮問事項について、本日、電波監理審議会に諮問したところ、原案を適当とする旨の答申を受けました。

4. 今後の予定

総務省は、意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申を踏まえ、速やかに省令の整備を行います。

施行については、令和８年４月１日を予定しています。

5. 資料の入手方法

資料については、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課（中央合同庁舎第２号館10階）において閲覧に供するとともに配布します。また、e-Gov(https://www.e-gov.go.jp)の「パブリック・コメント」欄に掲載します。

6. 参考事項

・無線局の免許等関連手続の電子申請義務化に係る関係省令の改正案（概要）（別紙2）
・電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和７年法律第27号）
https://www.soumu.go.jp/menu_hourei/s_houritsu.html
・無線局の免許等関連手続の電子申請義務化に係る制度改正案に対する意見募集（令和７年10月31日）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban09_02000561.html

連絡先
総合通信基盤局電波部電波政策課
担当：伊藤課長補佐、永井係長、浜元主査、田島主査
電話：03-5253-5874（直通）
E-mail：kikaku2_atmark_soumu.go.jp
※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。送信の際には、「@」に変更してください。

別紙１

無線局の免許等関連手続の電子申請義務化に係る制度改正案に対する意見募集の結果
提出された御意見及び総務省の考え方

〇実施期間　　令和７年 11 月１日（土）から同年 12 月１日（月）まで（31 日間）

〇意見提出者　合計　18 者
（１）　法人・団体：　14 者　　（２）　匿名・個人：　４者
【主な法人・団体（順不同）】
・(株)フジテレビジョン　・楽天モバイル（株）　・（株）ＮＴＴドコモ　・ソフトバンク（株）
・(一財)日本アマチュア無線振興協会　・（一社）全国漁業無線協会　・(一社)関東自動車無線協会ほかタクシー無線関係団体７者

●提出された御意見及び総務省の考え方　　※御意見は適宜、整理又は要約しており、また、適宜の項目に取りまとめております。

	提出された御意見	御意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	・無線局の免許等関連手続の電子申請義務化に関しては、業務の迅速化や効率化、コスト削減に資することから基本的な方向性として賛同いたします。 ・多数の免許局・登録局を開設している免許人にとって、電子申請により入力の作業量が膨大となり、負担が増加するものと考えます。書面による申請から電子申請への移行を円滑に進めていくためには、現行の Excel の事項書・工事設計書様式や免許人が Excel で管理する事項書・工事設計書の項目情報に対して、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）などを適用して電子申請情報を自動で入力できる仕組みを導入することなどが有用であり、行政によるツール提供等を含めた支援を要望致します。 ・入力作業時の不明点等の問合せ等のサポートについて、現状、電子申請の場合は、書面による申請と比較して、必要かつ迅速な回答が得られない等、十分なサポート体制とは言えない状況です。電子申請においても、書面による申請と同等レベルのユーザーサポートの実現を要望致します。 【(株) フジテレビジョン】	賛成の御意見として承ります。 御要望については、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。情報システムの適宜適切な改善等、及び円滑な電子申請のための支援やサポートについては、利用者の方の御意見等も踏まえながら、継続的に取り組んでまいります。 電子申請等の問い合わせ等のサポートにつきましては、電子申請を行う「総務省電波利用電子申請」において「ご利用ガイド」や「よくあるご質問」を掲載（※1）しており、また、御不明な点にお答えすることができるよう、インターネットによる「お問い合わせフォーム」や、お電話による「ヘルプデスク」を御案内（※2）しておりますので、御活用ください。引き続き、分かりやすいサポートができるよう努めてまいります。 ※1 https://www.denpa.soumu.go.jp/support/index.html ※2 https://www.denpa.soumu.go.jp/support/contact/index.html	無

2	本件方針に基づく行政手続の電子化の推進について、当社は基本的に賛同いたします。当社においても義務化を見据えた対応は可能と考えておりますが、一方で、現行のシステム・運用上の制約がデジタル移行の実効性を損ない、結果として紙による手続が温存されている側面があります。つきましては、義務化の時期を待たず、以下の点につき早期の是正・改善を要望いたします。 (1)電子申請システム（PARTNER）の無線従事者選（解）任届出書容量上限の見直し PARTNER においては、届出書全体の容量上限が 20MB に設定されていますが、実務上、ほとんどの届出においてこの 20MB の制限を超過しており、結果として紙による提出となるケースが多く、電子化に逆行する事態となっております。電子申請の利便性と普及を図る観点から、届出書容量上限の撤廃、または大幅な引き上げを要望します。 (2)添付ファイルサイズ上限および受信側閲覧環境の改善 PARTNER における添付ファイルサイズ上限も 20MB に設定されていますが、この範囲内であっても、18MB 程度のやや大きめのファイルを総合通信局側で開くことができない事象が生じています。その結果、申請者側でファイルを分割して複数回に分けて送付せざるを得ず、電子化による効率化のメリットが十分に発揮されておりません。添付ファイルサイズ上限についても、上限の撤廃または大幅な引き上げを行うとともに、受信側においても支障なく取り扱える閲覧環境の整備を要望します。 (3)定期検査における検査省略通知書の電子発行の全国統一 一部の総合通信局においては検査省略通知書が依然として紙面で発給されており、その結果、事業者側では電子発行と紙発行の双方の手続・保管方法を併存させる必要が生じ、事務負担が増加しています。行政・事業者双方の事務の効率化と標準化の観点から、定期検査の検査省略通知書について、すべての総合通信局において電子発行を原則とする運用への統一を要望します。 (4)落成届に係る検査結果通知書の電子発行の全国統一 落成届に係る検査結果通知書についても、一部の総合通信局において紙面による発給が残存しており、その地域では郵送・紙保管等の事務負担が発生し、手続全体の迅速性にも影響を及ぼしています。処理の迅速化とコスト削減の観点から、全国一律で電子発行	賛成の御意見として承ります。 御要望については、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。情報システムの適宜適切な改善等については、利用者の方の御意見等も踏まえながら、継続的に取り組んでまいります。 なお、処分通知等に係る御要望の(3)(4)については、現行制度においても、処分通知等を電子交付等により受けることを希望する者は、その旨を表示して電子申請等を行うことができることとしているとともに、本省令改正案において令和 9 年 4 月から電子申請する場合の処分通知等は電子処分通知等によるものと制度上統一することとしております。	無

	へ移行することを要望します。 上記の改善はいずれも、単に事業者の利便性向上にとどまらず、行政側の事務処理負担の軽減、処理期間の短縮、記録管理の効率化等、双方にとって大きなメリットをもたらすものです。実効性あるデジタル化を実現するため、本方針における義務化を待つことなく、具体的なシステム改修スケジュールの提示と、段階的な前倒し実装を強く要望いたします。 【楽天モバイル（株）】		
3	・処分通知等の電子交付希望表示を可能とする規定整備（電波法施行規則第 53 条第 2 項、無線局免許手続規則第 32 条第 2 項など） 処分通知等の電子交付を希望する旨の表示を可能とする規定整備について、手続き全体のペーパーレス化、および迅速な情報受領による業務効率化に資するため、賛同いたします。 ・電子委任状が困難な場合の経過措置期間の規定（無線局免許手続規則第 32 条の 2 新設、電波法施行規則第 55 条のただし書） 電子委任状が使用困難な場合の経過措置期間、および電子委任状の原則規定における例外規定（書面委任状による代替措置）について、代表取締役社長交代時の電子証明書の取得手続きに一定の期間が必要となることから、この措置の必要性は極めて重要であり、弊社はこれを歓迎し、賛同いたします。 【（株）ＮＴＴドコモ】	賛成の御意見として承ります。	無
4	本改正により、電子申請を利用しやすい環境が整備されることで、より多くの免許人等の作業効率が向上し、一層のデジタル化の促進が期待されることから、本改正案に賛同します。 改正電波法第 102 条の 19 第 3 項において、電子申請システムの障害その他の理由により電子申請が行えない場合は、書面等による申請を認める旨が規定されていますが、運用の現況を鑑みれば、システム障害発生時は書面申請を認める措置に加え、特に届出期限が短い手続（例：特定無線局の開設・変更・廃止届）について届出期限を一定程度緩和するなど、柔軟な運用を検討頂くことが必要と考えます。 また、予見性を高める観点から、障害の発生や復旧見込み等に関する情報について、「電波利用電子申請」ホームページで迅速かつ継続的に提供されることを希望します。	賛成の御意見として承ります。 その他御要望につきましては、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。情報システムの適宜適切な改善等、及び円滑な電子申請のための支援やサポートについては、利用者の方の御意見等も踏まえながら、継続的に取り組んでまいります。	無

	〔現状運用における障害時の課題〕 ・携帯電話事業者は多数の無線局を保有・運用しており、当社においても特定日には数百件単位の申請を行っていること ・免許人が障害の有無を能動的に確認する手段がなく、復旧の見込みも不明であること ・システム障害が複数日に及んだ場合、多数の申請を直ちに書面に切り替えて対応することは現実的ではないこと 今後もデジタル化の促進を通じた更なる利便性向上を図るべく、免許人等の意見を踏まえた電子申請対象の拡張検討や申請フロー等の改善等、継続的な検討を実施頂くことを希望します。 また、それら対象の拡張や改善等がなされた際には、電子申請の利用促進の観点から、広く免許人等に対して周知等を行って頂きますようお願いします。 【ソフトバンク（株）】		
5	「個人」の電子申請の更なる簡素化に向けて ・政府全体として「デジタルファースト原則」が推進されるなか、「国、独立行政法人及び包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定める者」の無線局免許申請に係る電子申請義務化は、是非推進していただきたい。 ・他方、本年 10 月 1 日からは、e-Gov 電子申請を利用した無線従事者免許申請も可能となり、デジタルファースト原則が更に推進されていることには感謝申し上げたい。 ・ところが、e-Gov による無線従事者免許の電子申請は、オンラインのみでは完結せず、住民票の写し等の氏名・生年月日証明書や、養成課程修了証明書等の各種証明書の「紙の原本」の「別送」を求める等、電子申請にもかかわらず、リアルタイム性が伴っていない。 ・今後、更なるデジタルファースト原則を推進するためにも、原本の電子化を認め、別送を省略する等、電子申請手続きの負担軽減・スピードアップに向けた簡易化検討等の継続を期待したい。 【（一財）日本アマチュア無線振興協会】	賛成の御意見として承ります。 無線従事者免許の電子申請に係る御要望につきましては、本件意見募集の対象ではありませんが、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。	無
6	初めて電子申請を委任状による委任で行う際、申請者・免許人等は「G ビズ ID または電子証明書・官職証明書」の取得が必要であり、このうち「G ビズ ID」を利用する場合は「G ビズ ID『プライム』」の	総務省電波利用電子申請システムのアカウントを取得する際に必要となる本人確認情報は、電子証明書の利用も可能となっております。	無

	取得が必要とされています。 この点に関し、現在のシステムでは、任意団体では「G ビズ ID」の取得は「エントリー」までとなっており、委任手続きに際して求められている『プライム』の取得は困難と聞き及んでおります。このため、当協会の一部会員（無線局）においては、電子申請を希望しつつも、やむなく書面にて手続きを行っているという実態にあります。 「G ビズ ID」システムは政府全体にわたる統一的な仕組みと認識しておりますが、総務省におかれましては、無線免許の電子申請義務化に当たり、同システム外での付加的（追加的）な措置を含め、任意団体でも電子での委任手続きが行えるよう柔軟な対応をご検討いただきたく、よろしくお願いいたします。 【（一社）全国漁業無線協会】	御要望については、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。情報システムの適宜適切な改善等については、利用者の方の御意見等も踏まえながら、継続的に取り組んでまいります。 なお、本省令案では、電子委任状の使用については、任意団体は対象としておりません。また、任意団体については、当分の間、電子申請を義務化しないこととしております。	
7	概要資料において、電子申請義務化の今後として、電子申請義務化の対象範囲と予定される時期、電子申請によるコスト削減効果が示された上で、その義務化の対象として「免許局・登録局を５局以上開設している『法人』に対する義務付けを令和 13 年 4 月 1 日からとする」とされています。また、これに併せて電子委任状の使用についても、令和 18 年度末までの経過措置が設けられているものの、原則として「５局以上を開設している『法人』は、電子委任状による電子申請を行わなければならない」ことが今後の検討方針として示されています。 ５局以上を開設している法人の免許人は、多種多様な業界にわたり、その免許人の事業規模も大企業から中小零細まで幅広い範囲に広がっています。 各地方自動車無線協会等が関わるタクシー事業者においても多くが中小零細企業であり、自営無線局を開設しているタクシー事業者（以下、「免許人」という。）であっても、開設している局数は小規模の免許人が少なくない状況です。 そうした免許人は、安全運行管理から経営管理、労務管理など多岐にわたる業務を少人数で行っているのが現状です。 このような規模の免許人に対して、各地方自動車無線協会等では、５年後に向けて「ＧビスＩＤ」の取得など電子委任状を使用した電子申請や免許人自ら電子申請が出来る環境が整えられるよう努めていきたいと考えている一方で、免許人の方々の中には経営状況はじめと	今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。電子申請義務化の今後についての考え方は、概要資料に記載のとおりであり、その対象範囲については、申請者・免許人等に対する負担感・需要の観点から、電子申請に対応するための一時的なコスト増（対応コスト）に対して、電子申請により得られるコスト削減効果が上回ると想定される者として無線局を５局以上開設する者を対象と考えておりますが、引き続き、申請者・免許人等の御理解と御協力が得られるよう、分かりやすい資料等を作成して、電波利用ポータルに掲載するほか広く周知広報に努めてまいります。 なお、電子委任状の使用については、改正省令案（施行規則第 55 条、免許規則第 32 条の２及び附則第２項）のとおり、国の機関及び法人を対象としており、その経過措置は令和 18 年 3 月 31 日までとなります。	無

	する事業環境を巡る様々な要因によって、電子申請が出来る環境を整えることに支障がある免許人が出てくることも、十分に想定されます。 　そうしたやむを得ない理由により電子申請が出来ない免許人に対しても継続して自営無線局が開設できる申請方法等について、義務化の対象範囲の拡大検討や関係省令の改正検討を行う際には、十分に考慮して検討されることを強く要請するものです。 【(一社)北海道ハイヤー協会、(一社)東北自動車無線協会、 (一社)関東自動車無線協会、(一社)信越自動車無線協会、 (一社)近畿自動車無線協会、(一社)中国自動車無線協会、 (一社)四国自動車無線協会、(一社)九州タクシー無線協会】		
8	今回の改正案は、無線局の免許等関連手続について、電子申請を原則義務化することで、行政の効率化と申請者の利便性向上を図るものと理解しています。デジタルファースト原則の推進により、申請から免許交付までの迅速化やコスト削減が期待される点は、現代の行政運営において重要な取り組みだと感じます。 　一方で、制度の実効性を高めるには、現場の多様な実情に配慮した柔軟な運用と、制度の「わかりやすさ」が不可欠です。以下の点について、改善をお願いしたく意見を提出いたします。 ・対象者の定義が不明瞭であることへの懸念 「相当数の無線局を開設している者」が電子申請義務の対象とされていますが、その具体的な基準が条文上からは読み取れず、別紙 2 では該当条文が削除されています。これでは、事業者側が自らの該当性を判断することが困難であり、制度への対応準備が遅れる可能性があります。 → 対象範囲の明示（免許局数の目安、業種別の例示）と、該当性を確認できる相談窓口の整備を求めます。 ・電子委任状の扱いに関する不安と例外規定の曖昧さ 電子申請における委任状について、故障等による例外規定が設けられている一方で、「困難であるとき」の判断基準が不明確です。現場での混乱や不公平な運用を避けるため、例外適用の具体的な要件や手続の流れを明示していただきたいです。 → 例外の判断基準と、紙委任状による代替手続の様式・期限を明記してください。 ・経過措置の長期化による制度定着の遅れ 電子委任状の使用が困難	賛成の御意見として承ります。 　その他の御意見・御要望につきましては、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。 　なお、 ・電子申請義務化の対象範囲については、概要資料に記載のとおりであり、全体像（法改正、今回の省令改正、今後についてを含めたもの）は、概要資料 P.4 中段（２(2)の最後の部分）の【無線局の免許等関連手続の電子申請義務化スケジュール】にまとめております。なお、別紙 2 の省令改正案については、令和 8 年 4 月 1 日（予定）から電子申請義務化の対象としようとする携帯電話事業者等を規定しているものであり、その他の対象については、今後、時宜適切に省令改正をしていくこととしております。また、個々の申請者・免許人等の該当性の確認については、総合通信局等へ御相談等をお願いします。 ・電子委任状の導入については、申請者・免許人等に、ＧビズＩＤや電子証明書等の本人確認情報の取得や電子申請アカウントを取得していただく等の準備等が必要となるものであり、様々な申請者・免許人等がいらっしゃる中で、再免許の機会を捉えて丁寧にお願いしていく必要があります。このため、一斉再免許の免許期間である最長５年を踏まえて、10 年の経過措置を置くこととしたものです。	無

	な場合、令和 18 年 3 月末まで適用除外とされていますが、10 年以上の猶予期間は制度の定着を遅らせる可能性があります。段階的な義務化や中間評価の仕組みを設けることで、制度の浸透を促進していただきたいです。 → 中間的な見直し時期の設定と、段階的な義務化スケジュールの提示を求めます。 ・「電子交付を希望する旨の表示をすること」とされていますが、申請者がどのタイミングで、どの形式で表示すべきかが不明瞭です。特に高齢者や障がい者、デジタル環境に不慣れな方にとっては、操作ミスによる不利益が生じる可能性があります。 → 電子申請画面上での表示例、確認手順、変更可能性などを明示した補足資料の整備をお願いします。 ・全体構造のわかりづらさと情報整理の必要性 今回の改正案は、3 省令を横断的に改正するものであり、条文構造も複雑です。別紙 1～3 を通読しても、「誰が、何を、いつから、どう変わるのか」が一目で把握できず、現場の不安を招いています。 → 制度改正の全体像を示す図解や、対象者別の変更点一覧、FAQ の整備を強く希望します。 〔理由〕制度の趣旨は理解していますが、現場の事業者や自治体が安心して制度に移行できるよう、「予測可能性」「操作の明快さ」「例外の公平性」「情報の整理」が不可欠です。制度の信頼性を高めるためにも、現場の声を反映した運用を強く望みます。 【匿名】	・また、改正省令附則第２項の経過措置については、申請者・免許人等が電子申請アカウント等の準備等を整えることができない場合など電子免許状を使用することが困難な場合を想定しており、このため現時点において、特に判断基準等が必要になるものとは考えておりません。 ・「電子交付を希望する旨の表示をすること」について、概要資料２(3)その他（P.4）に記載のとおり、令和 9 年 4 月から電子申請する場合の処分通知等は電子処分通知等によるものとするため、申請者・免許人等が電波利用電子申請システムを使用することをもって電子交付を希望する旨の表示をすることとなります。 ・その他、周知広報等に関する御要望については、引き続き、分かりやすい資料等を作成して電波利用ポータルに掲載するほか、関係する団体等とも連携させていただきながら、広く周知広報に努めてまいります。	
9	「コストの削減等が推進されます」が目的でしたら、各種手数料を現行の半額以下とすべきである。 【匿名】	本件意見募集の対象ではありませんが、電波法関係の手数料については、電波法第 103 条第 1 項により「実費を勘案して政令で定める額」とされており、実費を勘案して手数料を算出した結果、完全デジタル化による場合は、書面申請・免許事項証明書の受取ありの場合に比べて約４割減額されています。	無
10	電子申請義務化であれば、窓口において、電子端末利用できない方や障害者等に申請用の電子端末及び申請補助の要員を用意すべきである。 【匿名】	御要望につきましては、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。申請者・免許人等の円滑な電子申請のための支援やサポートについては、利用者の方の御意見等も踏まえながら、継続的に取り組んでまいります。	無

		総務省電波利用電子申請ウェブサイトでは、「ご利用ガイド」や「よくあるご質問」の掲載、また、御不明な点にお答えすることができるよう、インターネットによる「お問い合わせフォーム」や、お電話による「ヘルプデスク」を御案内しておりますので、御活用ください。	
11	完全デジタル化（電子申請・免許記録等のインターネット閲覧等）を進めることにより、申請者・免許人等及び総務省の双方の業務の更なる迅速化や効率化、コストの削減等が推進されることは大いに結構だと思います。（賛成します。） しかしながらアマチュア無線においては誰もが閲覧できる局免許情報が従免許証情報に等しいことは思わしくありません。なぜなら、自らが工事設計を管理する義務があることは間違いありませんが迅速化や効率化によって他局の工事設計（許可された周波数、空中線電力）は閲覧できません。確かに許可される工事設計の内容は分かります。そのことによって許可された周波数や空中線電力が分らず、他人の目による監視がかからないことはアマチュア無線界では問題があります。移動しない局に電波強度の確認書を要求することで工事設計の変更申請が減ったように、完全デジタル化に追従できない人たちは工事設計に変更が生じても申請しないでしょう。確かに業務は効率化されることになることでしょうが本末転倒です。 【匿名】	賛成の御意見として承ります。 アマチュア局の周波数等の一括表示記号に関する御意見については、本件意見募集の対象ではありませんが、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。	無

総務省

無線局の免許等関連手続の電子申請義務化に係る省令改正案

（概要）

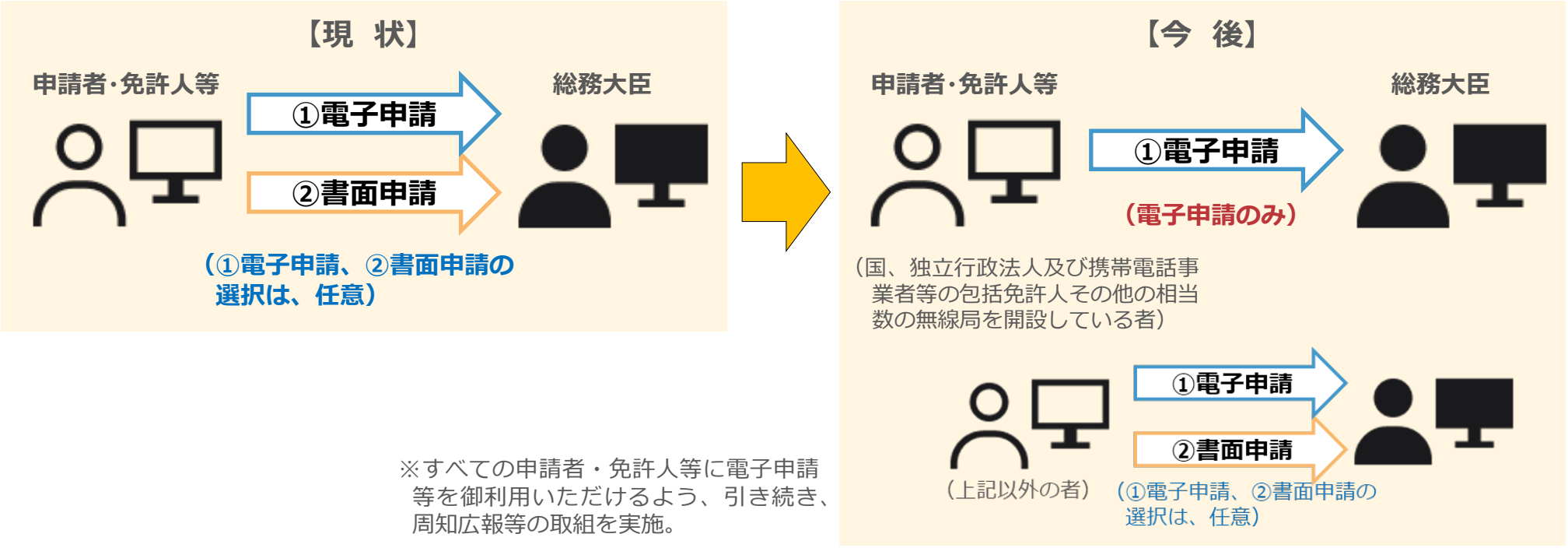
令 和 ７ 年 １ ２ 月
総務省総合通信基盤局

無線局の免許等関連手続の電子申請義務化に係る省令改正案（概要）①

1．背景及び改正法の概要等

- 政府全体として「デジタルファースト原則」を推進しており、「電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和7年法律第27号。以下「改正法」といいます。)」により、**国、独立行政法人及び包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定める者は、無線局の免許等関連手続について**、書面による手続を廃止して、**電子申請等により行わなければならないこととします**。
- ただし、総務省電波利用電子申請システムの故障等により電子申請等ができない場合は、書面申請等も可能とします。
- **完全デジタル化（電子申請・免許記録等のインターネット閲覧等）を進める**ことにより、**免許等の交付までの迅速化、利便性の向上**等が実現し、申請者・免許人等及び総務省の双方の**業務の更なる迅速化や効率化、コストの削減等が推進**されます。

【無線局の免許等関連手続の電子申請義務化のイメージ】



※すべての申請者・免許人等に電子申請等を御利用いただけるよう、引き続き、周知広報等の取組を実施。

無線局の免許等関連手続の電子申請義務化に係る省令改正案（概要）②

2．改正省令案の概要等

電波監理審議会諮問事項

（1）電子申請義務化の対象　〔電波法施行規則第51条の９の２〕

- **国、独立行政法人及び包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定めるもの**は、**改正法の施行日（令和8年4月1日）から電子申請が義務化**されます。
- **「包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定めるもの」として**、書面申請の廃止による効率化効果等にかんがみ、既にその手続のほとんどを電子申請により行っており速やかに電子申請への完全対応が可能、また、多数の無線局を開設しており国の機関や独立行政法人と同様に他の事業者に先立ち積極的に電子申請に取り組むことが求められる、**携帯電話事業者等※を対象と定めます**。　※携帯電話事業者、全国ＢＷＡ事業者

（2）その他　〔電波法施行規則、無線局免許手続規則、登録検査等事業者等規則〕

- 電子申請をする場合の処分通知等は、総務省電波利用電子申請システムを利用した電子処分通知等によるものとします（令和9年4月1日から）。
- 電子申請をする場合、電子申請に係る委任状（申請者・免許人等が国の機関又は法人に限る。）は、総務省電波利用電子申請システムの委任管理機能を利用して作成した電子委任状（当該システムに登録された委任に係る電磁的記録）を使用するものとします（令和18年3月31日まで経過措置あり。）。

  ※総務省電波利用電子申請システム、商業登記等の電子証明書やGビズID等のシステム等の故障等及び仕様等など、申請者・免許人等の責めに帰することができない事由により電子申請等ができない場合を除きます。
- その他所要の規定の改正を行います。

無線局の免許等関連手続の電子申請義務化に係る省令改正案（概要）②

3．電子申請義務化の今後の進め方について

改正省令案の意見募集に合わせて公表した内容

- 今後、「総務省令で定める者」の範囲は、**書面申請の廃止による行政機関の効率化効果等、デジタル技術の導入状況や、免許人の負担感・需要の程度などの変化を勘案して、その範囲は適時適切に判断していくこととしており**、また、その対象を拡大するに当たっては、義務付けの対象となる免許人等が十分な準備期間を確保して計画的に電子申請への対応の準備等ができるよう、予め広く周知広報を実施する必要があります。
- これらのため、施行日から再免許の機会を捉えて丁寧に免許人にお知らせしていくことを念頭に、一般的な**無線局の免許期間である最長５年の間において、特に一斉再免許※の機会も捉えて、段階的に義務化をしていくことが適当**であると考えています。

  ※基幹放送局や携帯電話・全国BWAなどの特定の無線局に対して一定の期間ごとに行われる免許の更新手続であり、同一種別の無線局が同一時期に再免許手続を行うもの。再免許の手続きを一括で行えるようにすることで行政機関の業務の効率化が図られるとともに、対象の全ての事業者が同じタイミングで技術革新や社会的要請に応じた同一の免許条件による再免許を行うことから、制度の公平性と透明性を保つことができる。
- なお、**「個人等（法人以外）」については、当分の間、電子申請を義務化しない**こととしています。

  ※個人等（法人以外）については、いわゆる任意団体（例：自治会、町内会、マンション管理組合等）やアマチュア無線の社団局が含まれます。
- これらを踏まえると、**現時点での想定では、次のように進めていくことが考えられます**。
- ①まず、**基幹放送事業者（コミュニティ放送事業者等※を除く。）については、**既に大半の手続を電子申請により行っており、一定の準備期間を置くことで電子申請への完全対応が可能、また、携帯電話事業者等と同様に、優先的に確保された電波を使用する公共性の高いサービスを実施しており、社会的影響力が特に大きく、他の事業者に率先して電子申請に取り組むことが求められることから、義務化の対象とすることが適当であると考えています。義務化の時期については、**次の一斉再免許（現在の免許の有効期限：令和10年10月31日）までの機会を捉えて丁寧に免許人にお知らせすることにより、次の一斉再免許の申請から電子化の義務付け行う（令和10年5月1日以降）**ことができる状況となるのではないかと考えられます。

  ※受信障害対策中継放送局を開設している者、臨時災害用放送局を開設している者

（次ページに続く）

無線局の免許等関連手続の電子申請義務化に係る省令改正案（概要）③

- ②次に、携帯電話事業者、基幹放送事業者以外の無線局に対して、電子申請の義務化の対象を拡大するに当たっては、申請者・免許人等に対する負担感・需要の観点から、**電子申請に対応するための一時的なコスト増（対応コスト）※1に対して、電子申請により得られるコスト削減効果※2が上回る**ことを示していくことが必要です。

  ※１　申請者・免許人等が、書面申請から電子申請に切り替えるには、ＰＣ、インターネット環境、セキュリティの確保などの利用環境の整備、GビズIDや商業登記等の電子証明書等の本人確認の電子認証やシステムアカウントの取得、従業員のシステムの使用方法・手順・操作方法の習熟や申請の準備等の電子申請を導入するための対応コストが必要となる。

  ※２　コスト削減効果として申請手数料が３割減となる。更に、いつでも・どこからでも申請ができる、ペーパーレス化による書類の管理コストや郵送代が削減できる、手数料が電子納付できる、入力チェック・入力支援機能・オンラインヘルプ機能等による記入漏れや入力誤りといったミスが防止でき総務省からの問い合わせ対応が減少する、総務省の申請処理状況が確認できるなどといった利便性の向上がある。

- これらの電子申請への対応コスト及びコスト削減効果（申請手数料の３割減）を試算し、比較をしたところ、現時点における試算では、**法人において免許局・登録局を５局以上開設※している場合、コスト削減効果が対応コストを上回るとの試算結果が得られた**ところです。

  ※包括免許・包括登録については、開設局数を計上します。例えば、包括免許の開設局数２局、個別免許局１局開設、包括登録の開設局数２局の場合は「５局以上開設」の対象となります。

- なお、**施行の５年後（令和13年４月1日）から免許局・登録局を５局以上開設している「法人」に義務づけをした場合**には、現時点における試算では、**電子申請率を約10%以上向上させることができ、書面申請が現状の約半分となる**と想定しています。

  【参考】（現在の電子申請率（令和2年度～令和6年度の平均値）73.9%）
  義務化直前の電子申請率（令和8年度～令和12年度の平均値）（想定）76.5%
  ⇒　５局以上開設している法人を義務化した場合（令和13年度～令和17年度の平均値）（想定）85.9%（+9.6%）

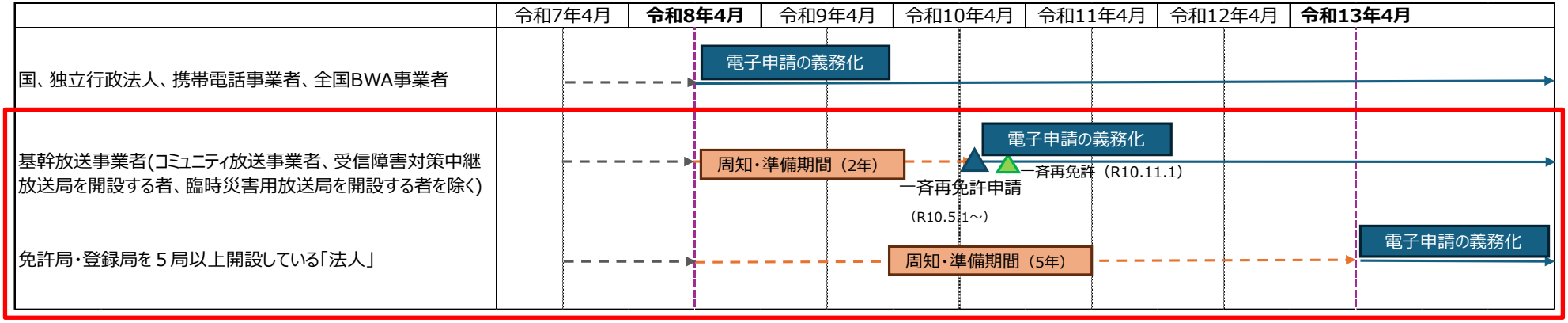
- これらのことから、現時点の予測では、再免許の機会を捉え個別免許人に丁寧にお知らせしていくことを念頭に、**免許局・登録局を５局以上開設している「法人」について、施行の５年後（令和13年４月1日）から義務づけを行うことができる状況となるのではないかと考えられます。**

（次ページに続く）

無線局の免許等関連手続の電子申請義務化に係る省令改正案（概要）④

- **以上の方針に基づく段階的な電子申請義務化に向けて、丁寧な周知広報を速やかに開始するとともに、**これらの義務化に係る改正省令案については、**今後、適時適切に、電波監理審議会に諮問することとします。**

【無線局の免許等関連手続の電子申請義務化スケジュール】



4．(参考)参照条文等

○電波法（昭和25年法律第131号）　※電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和７年法律第27号）による改正後

（国の機関等による申請等の特例）

第102条の19　**国の機関**、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する**独立行政法人**及び**包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定めるもの**は、次の各号に掲げる手続については、当該各号に規定する規定において当該手続を書面等（書面、書類、文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）により行うこととされているかどうかにかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。

一　～　三十六　（略）　※免許の申請等の関連手続

２　前項の規定により行われた同項各号に掲げる手続は、総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に総務大臣に到達したものとみなす。

３　第一項の規定は、同項各号に掲げる手続を行おうとする者が総務省の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、電子情報処理組織を使用する方法により当該手続を行うことができない場合には、適用しない。

無線局の免許等関連手続の電子申請義務化に係る省令改正案（概要）⑥

5．(参考)無線局の免許等関連手続の電子申請の状況等

※免許、包括免許、登録、包括登録の主要３申請（新設申請、変更申請、再免許申請）

(1)電子申請率の推移等（H27～R6年度）

